

		※ 処理 事項	整理 番号	事務所	区分	管理 番号	申告区 分
		法人番号					
法人名		事 年	業 度	平成 平成	年	月	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉔	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業者数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑫-同表⑬)/同表⑮	⑬	%
差引	⑤-⑥						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑮) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑯)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭	人
再差引	⑦-⑧						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑳	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係						
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨-⑩)	㉖	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉗					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉘					円
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉙					
⑯と㉑のいずれか大きい額	㉒						平成28年改正法附則第5条第11項に係る額	㉚	兆	十億	百万	千	円
							課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)、(㉖×㉘/㉙)又は㉚	㉛					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉓	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉗	人
外国の事業に係る控除額 ㉓×㉗/㉘	㉔						期末の総従業者数	㉘	
差引	㉓-㉔						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉙/㉚	㉕						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㉙	人
控除額計 ㉔+㉕	㉖						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉚	

		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区 分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号						
	事 業 年 度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	日から 日まで	

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人			
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉔ ①	兆	十億	百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数			③ 人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④			④
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人			
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭			⑤
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩			⑥
差引 ⑤-⑥			⑦
外国の事業に係る控除額 又は (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑥)			⑧
再差引 ⑦-⑧			⑨
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮			⑩
課税標準の特例に係る控除額 ⑳			⑪
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪			⑫
特定内国法人			
特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤			
非課税事業をあわせて行う法人			
国内における非課税事業に係る期末の従業員数			
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数			

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係				法附則第9条第1項関係			
資本金等の額 別表5の2下表3⑳ ⑭	兆	十億	百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉔ ⑭	兆	十億	百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算			⑮	法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2			⑮
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除			⑯	法附則第9条第4項から第7項及び平成28年改正法附則第5条第11項関係			
仮計 ⑭+⑮-⑯			⑰	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)			⑲ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉔			⑳	課税標準の特例に係る控除割合			㉑
資本準備金の額			㉒	未収金の帳簿価額			㉓ 円
仮計 ⑳+㉒			㉔	総資産価額			㉕
⑰と㉔のいずれか大きい額			㉖	平成28年改正法附則第5条第11項に係る額			㉗ 兆 十億 百万 千 円
				課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉑)、(㉖×㉓/㉕)又は㉘			㉙

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭ ⑳	兆	十億	百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数 ⑳	兆	十億	百万 千 円
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒			㉑	期末の総従業員数			㉒ 人
差引 ⑳-㉑			㉓	非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人			
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉔/㉕			㉔	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数			㉕ 人
控除額計 ㉑+㉔			㉖	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数			㉗ 人